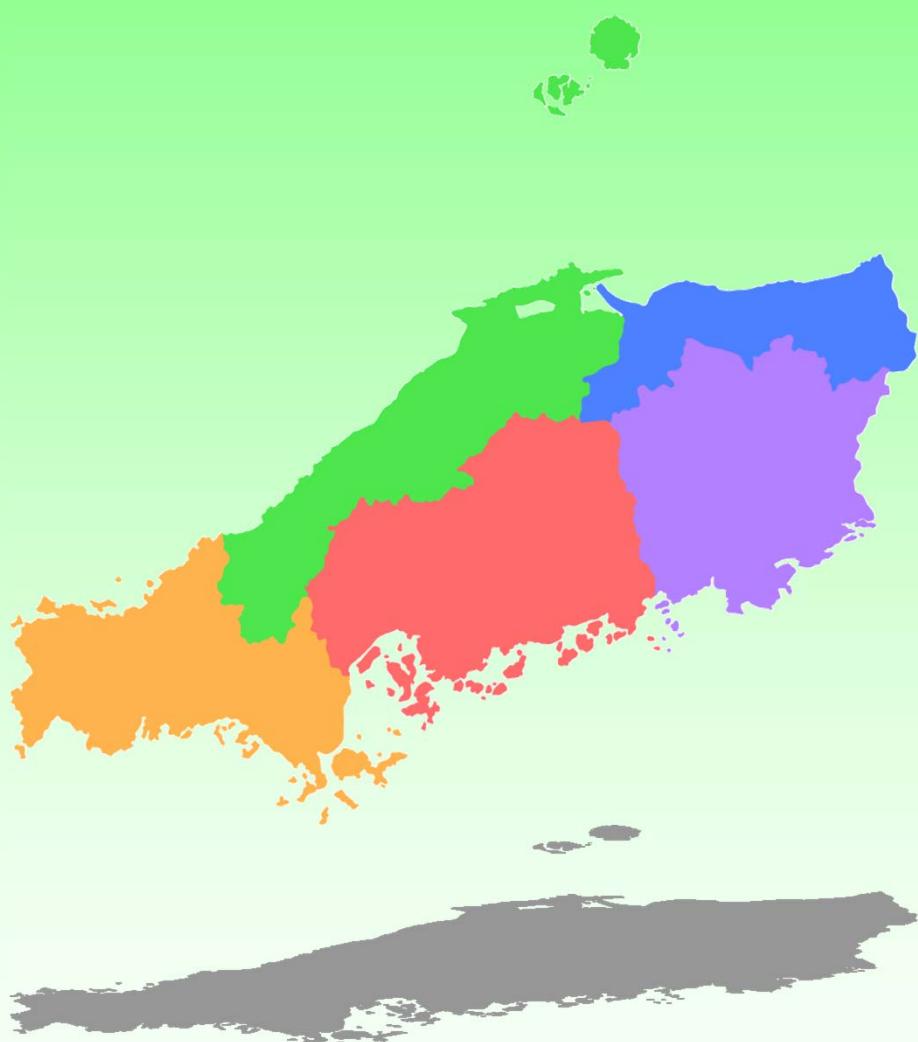


建設業許可申請の手引き

〈中国地方整備局管内の大蔵許可業者向け〉

＜＜令和3年4月1日改訂＞＞



国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

目次

1. 建設業許可の概要

1-1. 建設業の許可	1
1-2. 許可の有効期間	1
1-3. 許可業種の区分	1
1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分	2
1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	3

2. 許可の要件

2-1. 「許可要件」と「欠格要件」	4
2-2. 経営業務の管理	5
2-3. 専任技術者	7
2-4. 誠実性	9
2-5. 財産的基礎等	9
2-6. 欠格要件	10

3. 許可申請の手続き

3-1. 「申請区分」と「手数料」	11
3-2. 申請書類等	12
3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」	16
3-4. 申請書等の提出方法	16

4. 変更等の届出

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等	17
4-2. 届出の方法	20
4-3. 届出書類等の提出方法	20

5. 認可申請

5-1. 認可申請区分	21
5-2. 認可申請書類等	23

6. その他

6-1. 許可証明書の交付について	31
6-2. 申請書類等の閲覧	32
6-3. 個人情報の取扱いについて	32

資料

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表	33
別紙② 別表(二)有資格コード一覧	35
別紙③ 解体工事業の技術者要件	41
別紙④ 指定学科一覧	42
別紙⑤ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧	43
別紙⑥ 申請書等の提出先一覧	44

参考

	法令・通達等	本書での標記
建設業法	昭和24年5月24日 法律第100号	法
建設業法施行令	昭和31年8月29日 政令第273号	施行令
建設業法施行規則	昭和24年7月28日 建設省令第14号	施行規則
建設業許可事務ガイドライン	平成13年4月3日 国総建第97号	許可事務ガイドライン

1-1. 建設業の許可

《法第3条》

◇建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。

◇ただし、軽微な建設工事※のみを請け負って営業する者は、当該許可を必要としません。

※軽微な建設工事とは 《施行令第1条の2》

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事1件の請負代金の額が、1,500万円未満 ②延べ面積が、150m ² 未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金額が500万円未満の建設工事

○請負代金の額とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだもの。

○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

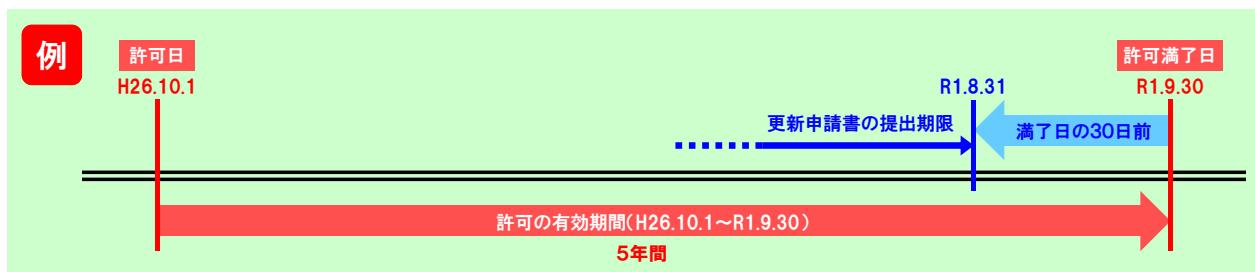
1-2. 許可の有効期間

《法第3条》

◇許可の有効期間は、許可日から**5年間**です。

◇引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する**30日前**までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。

◇更新の許可申請書を提出している場合においては、有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。



1-3. 許可業種の区分

《法第2条》

◇許可是、建設工事の種類（全29業種）ごとに受けなければなりません。

◇各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可受けることができます。

区分	建設工事の種類 (詳しくは、P18-19業種区分一覧表を参照)				建設工事の内容
一式工事 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事				元請業者の立場で総合的にマネージメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	大工工事	鉄筋工事	熱絶縁工事		工事の実施工を行うために必要な業種
	左官工事	ほ装工事	電気通信工事		
	とび・土工・コンクリート工事	しゆんせつ工事	造園工事		
	石工事	板金工事	さく井工事		
	屋根工事	ガラス工事	建具工事		
	電気工事	塗装工事	水道施設工事		
	管工事	防水工事	消防施設工事		
	タイル・れんが・ブロック工事	内装仕上工事	清掃施設工事		
	鋼構造物工事	機械器具設置工事	解体工事業		

1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

《法第3条》

◇ 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分は以下のとおりです。

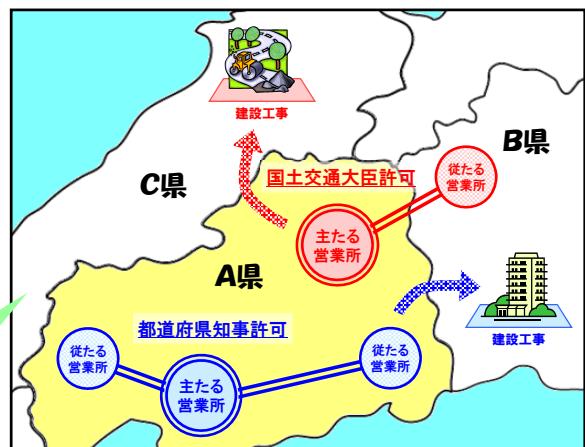
国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所※を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県内にのみ営業所※を設けて営業しようとする場合

- ◎「契約の締結」は許可を受けた営業所でなければ行えません。
- ◎「建設工事の施工」は営業所を設置していない都道府県でも施工できます。



※営業所とは

「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。

「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となります。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。

《許可事務ガイドライン》

例

○○建設株式会社

許可業種： 建築工事業 電気工事業

本社(主たる営業所)



…〈営業する業種〉…

建築工事業

電気工事業

支社等(従たる営業所)



…〈営業する業種〉…

建築工事業

電気工事業

建設工事の種類	建築一式工事		電気工事		左記以外の工事		建築一式工事		電気工事		左記以外の工事	
営業所専任技術者の配置	必要		必要		不要		必要		不要		不要	
営業可能な建設工事	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外
	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×

注意

建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も建設業法に規定する営業所に該当します。そのため、上記の場合は専任技術者の配置がなければ、軽微な工事のみであっても営業することはできません。

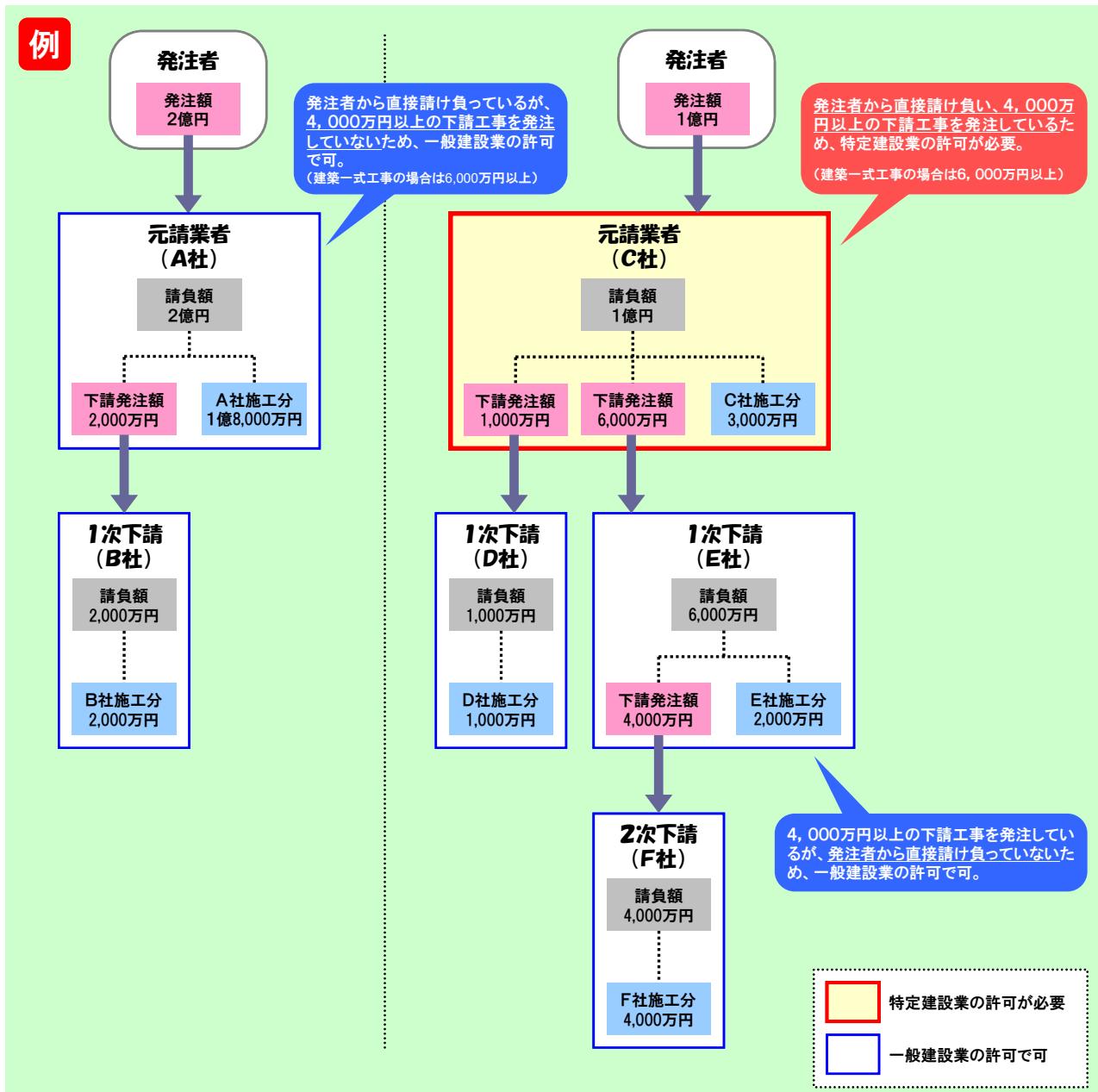
《許可事務ガイドライン》

1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

《法第3条》

◇ 「一般建設業」と「特定建設業」の区分は以下のとおりです。

特定建設業許可	<p>発注者から直接請け負う(元請)1件の工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が4,000万円以上※(H28.6.1より3,000万円から4,000万円に変更)となる下請契約を締結して施工しようとする場合</p> <p>※建築工事業の場合は6,000万円以上(H28.6.1より4,500万円から6,000万円に変更) ※下請契約が2以上あるときは、その総額 ※消費税及び地方消費税相当額を含む ※元請負人が提供する材料等の価格は含まない</p>
一般建設業許可	上記以外の場合



2-1. 「許可要件」と「欠格要件」

《法第7条、法第15条》《法第8条》

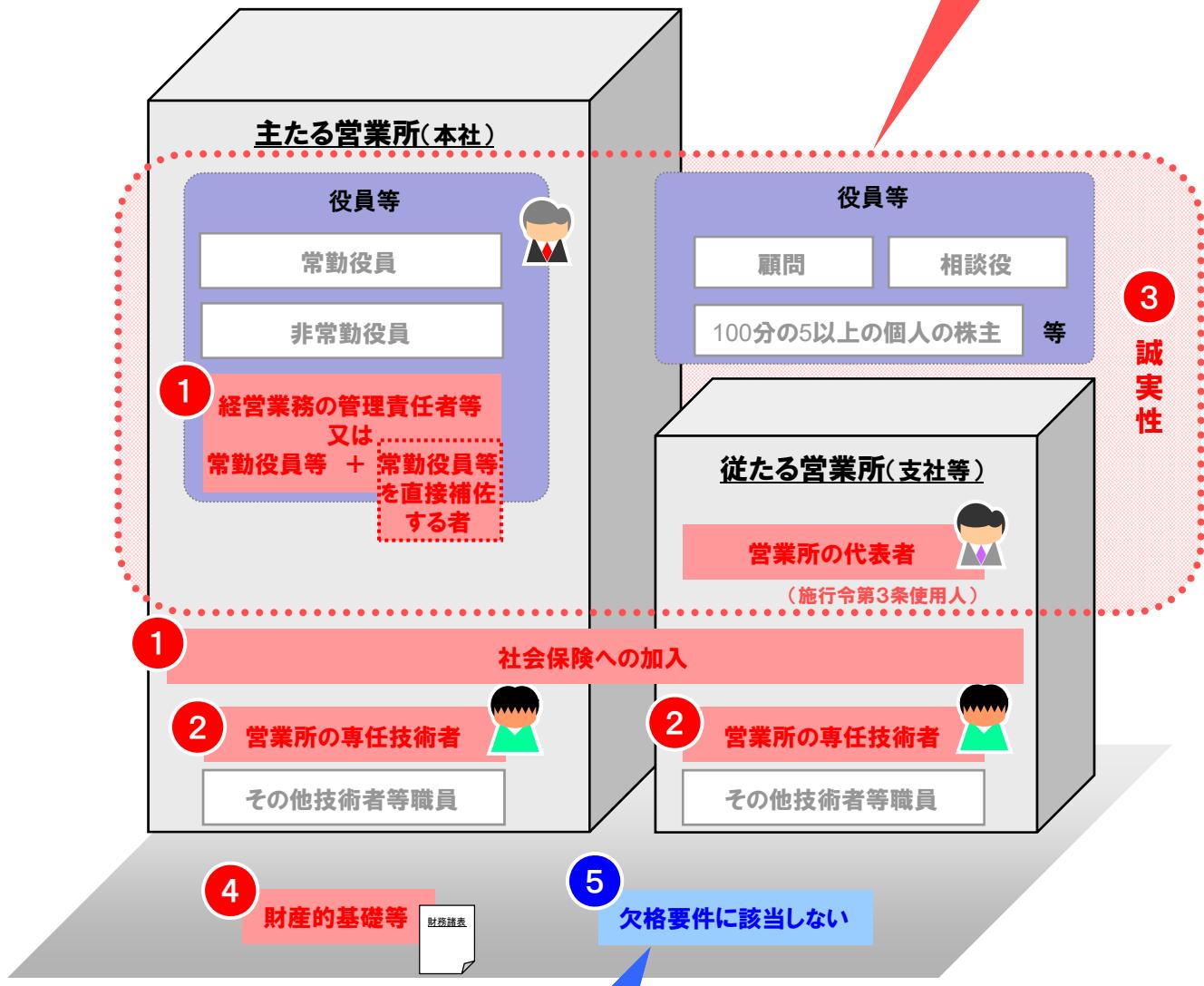
◇建設業の許可を受けるためには、4つの「**許可要件**」を備えていること及び「**欠格要件**」に該当しないことが必要です。

《許可要件》

〔詳細はP5～P9で説明〕

- ①建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること
- ②「専任技術者」を営業所ごとに配置
- ③役員等、事業主・支配人、営業所の代表者の「誠実性」
- ④「財産的基礎等」の要件を備えている

許可要件①～②の要件を満たさなくなった場合は、当該建設業許可是取り消されます。



《欠格要件》

〔詳細はP10で説明〕

- ⑤-1 法第8条各号のいずれかに該当する場合
- ⑤-2 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合

法第8条第1号又は第7号～第14号に該当した場合は、当該建設業許可是取り消されます。

2-2. 経営業務の管理(1/2)

《法第7条、法第15条》

◇令和2年10月1日より、経営業務の管理については、次のとおりとなります。

建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（法第7条第1項）

◇施行規則第7条により、国土交通省令で定める基準は以下のとおり定められています。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

注）「(2)」「(3)」での申請（届出）については、事前にご相談下さい。

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下この口において同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- (1) 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- (2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

注）「ロ」での申請（届出）については、事前にご相談下さい。

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十二条第一項の規定による届書を提出した者であること。

◇許可を取得した後に、上記要件を満たさなくなった場合は、許可は取消されます。

（法第29条第1項第1号）

2-2. 経営業務の管理(2/2)

《法第7条、法第15条》

「常勤役員等」とは

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいいます。

「役員」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

「役員のうち常勤であるもの」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいいます。

「財務管理の業務経験」とは

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む）をいいます。

「労務管理の業務経験」とは

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験（役員としての経験を含む）をいいます。

「業務運営の業務経験」とは

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験（役員としての経験を含む）をいいます。

（注）これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。

「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいいます。

《許可事務ガイドライン》

2-3. 専任技術者(1/2)

《法第7条、法第15条》

◇建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門知識が必要になります。

◇建設業の請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所に許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を持つ技術者を専任※で配置することが必要です。

◇許可を取得した後に、専任技術者が退職し後任者がいない場合等は、要件の欠如として当該許可は取消されます。(法第29条第1項第1号)

※専任とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。

次のような場合は、原則として「専任」とは認められません。

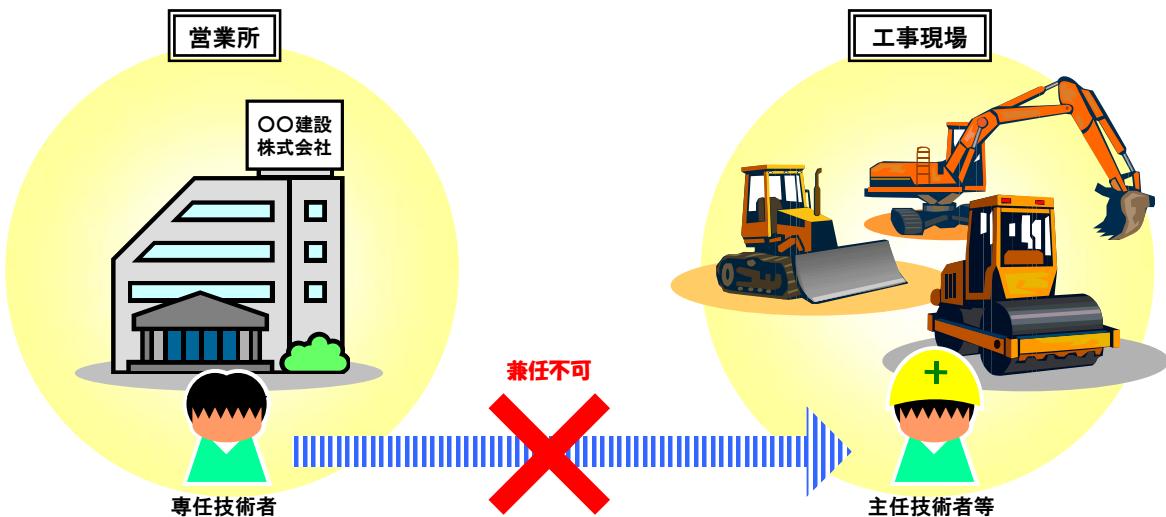
- 技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である
- 他の営業所において専任をする職務を行っている
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている(建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く)

など

《許可事務ガイドライン》

注意

営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねることは、原則として認められません。



例外として…

営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねるために、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事(公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上)でないこと。

※専任を要する建設工事の請負金額はH28.6.1より2,500万円→3,500万円(建築一式工事は5,000万円→7,000万円)に変更となりました。

「監理技術者制度運用マニュアル」(H16.3.1国総建第315号 最終改正:R2.9.30国不建第130号)

2-3. 専任技術者(2/2)

《法第7条、法第15条》

◇営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業	特定建設業
<p>◎一定の国家資格等[注1]を有する者</p> <p>◎許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、以下の実務経験[注2]を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学又は高等専門学校の指定学科[注3]を卒業した後3年以上的実務経験を有する者 ・高等学校等の指定学科[注3]を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者 <p>[注4]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後3年以上的実務経験を有する者 <p>(※H28.4.1より専門学校における取扱いが変更となっておりますので、詳細はお問い合わせ下さい。)</p> <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査[注5]を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>◎一定の国家資格等[注1]を有する者</p> <p>◎左記の一般建設業の営業所専任技術者となり得る要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上[注6]であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験[注7]を有する者</p> <p>ただし、<u>指定建設業[注8]</u>を除く</p> <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査[注4]を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業[注8]に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者[注9]

[注1] 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧(別紙②)

[注2] 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドライン》

[注3] 指定学科一覧(別紙⑤)

[注4] 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧(別紙⑥)

[注5] 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 (03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。

[注6] 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

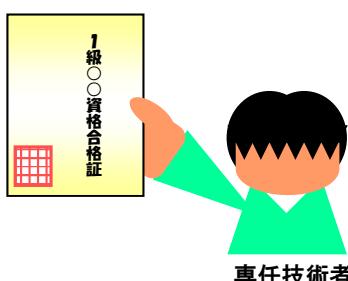
[注7] 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が**4,500万円以上**[注6]であるものに関し、**2年以上の指導監督的な実務の経験**が必要である。したがって、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。《許可事務ガイドライン》

[注8] 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、仮設工事業、造園工事業／計7業種

[注9] この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。



2-4. 誠実性

《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人・役員等・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

「不正な行為」とは	請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領、文書偽造等、法律に違反する行為
「不誠実な行為」とは	工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

《許可事務ガイドライン》

(例えば…)

・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者など

2-5. 財産的基礎等

《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が建設工事の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

◇既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、また、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること 	次のすべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上あり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

《許可事務ガイドライン》

「自己資本」とは

法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいいます。

個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力」とは

担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。

具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

「欠損の額」とは

法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。

個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

「流動比率」とは

流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

「資本金」とは

法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。

個人にあっては期首資本金をいいます。

特定建設業の許可を受けようとする場合は、この財産的基礎の要件が一般建設業よりも加重されています。

- ・特定建設業者は、多くの下請人を使用して工事を施工することが一般的であることから、特に健全な経営が求められます。
- ・建設業法の規定の中には、特定建設業者に対し「特定建設業者の下請代金の支払期日等(法第24条の5)」など、一般建設業者に対するものと区別した特別な義務を課しているものがあります。

2-6. 欠格要件

《法第8条》

◇許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

- ①許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- ②次のいずれかに該当する場合

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・暴力団員又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員)が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

*一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く)に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等处罚に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

3-1. 「申請区分」と「手数料」

◇許可の「申請区分」と「手数料」は以下のとおりです。

申請区分	申請内容 《許可事務ガイドライン》	登録免許税又は許可手数料の額 《登録免許税…登録免許税法 別表第一》 《許可手数料…建設業法施行令第4条》	申請の時期
1. 新規	現在有効な許可を受けていない場合	①般・特一方…登録免許税 15万円 ②般・特同時…登録免許税 30万円	
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合	①般・特一方…登録免許税 15万円 ②般・特同時…登録免許税 30万円	
3. 般・特新規	①一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	登録免許税 15万円	随時
	<p>※特定建設業の許可のみを受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている業種の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該業種を廃止させた後、新たに「般・特新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。 ・許可を受けている業種の全部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に全部の業種を廃止させた後、新たに「新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。 		
4. 業種追加	①一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	①般・特一方…許可手数料 5万円 ②般・特同時…許可手数料 10万円	
5. 更新	すでに受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	①般・特一方…許可手数料 5万円 ②般・特同時…許可手数料 10万円	許可の有効期間が満了する30日前まで
6. 般・特新規+業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円	随時
7. 般・特新規+更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円	
8. 業種追加+更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	①業追(一方)+更新(一方)…許可手数料 10万円 ②業追(一方)+更新(同時)…許可手数料 15万円 ③業追(同時)+更新(一方)…許可手数料 15万円 ④業追(同時)+更新(同時)…許可手数料 20万円	原則として、従前の許可の有効期間が満了する6ヶ月前まで
9. 般・特新規+業種追加+更新	「般・特新規」、「業種追加」、「更新」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 10万円	

登録免許税

◎登録免許税の納入先は以下のとおりです。

広島東税務署 〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-19 TEL:082-227-1155

※日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店若しくは郵便局でも納入できます。
※納入場所にかかわらず、納入先は「広島東税務署」として納入してください。

◎登録免許税を納入した際に交付される「領収証書」を申請書(別紙三)の所定の貼付欄に貼付のうえ提出して下さい。

許可手数料

◎「収入印紙」を購入のうえ申請書(別紙三)の所定の貼付欄に貼付のうえ提出して下さい。

3-2. 申請書類等(1/4)

◇許可申請書類

		書類の名称	式 番 号	申請の区分							
申 請 書	【凡例】 ●…必須提出書類 ×…省略可能な書類 △…既提出のものから記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…更新申請の対象業種については省略可能 □…申請する対象業種以外については省略可能	新規		許可換 え新規 (注1)	般・特 新規	業種追 加	更新	般・特 新規+業 種追加	般・特 新規+更新	業種追 加+更新	般・特 新規+業 種追加+更新
申 請 書	建設業許可申請書	第1号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	役員等の一覧表 (注2)	別紙一	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	営業所一覧表 (新規許可等)	別紙二(1)	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	営業所一覧表 (更新)	別紙二(2)	—	—	—	—	●	—	●	●	●
	収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書は り付け欄	別紙三	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	専任技術者一覧表 (注3)	別紙四	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	工事経歴書	第2号	●	×	●	●	●	×	●	●	◇
	直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号	●	×	●	●	●	×	●	●	●
	使用人人数	第4号	●	×	●	●	●	×	●	●	●
	誓約書	第6号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
添 付 書 類	常勤役員等 (経営業務の管理責任者等) 証明書 (注4)	第7号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤役員等の略歴書	別紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (注4)	第7号の2	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤役員等の略歴書	別紙1	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	組織図 (注5)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	健康保険等の加入状況	第7号の3	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	専任技術者証明書 (新規・変更)	第8号	●	●	●	●	●	●	×	●	◇
	技術検定合格証明書等の資格証明書 (写し) (注6)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	◇
	実務経験証明書 (注6)	第9号	●	●	●	●	●	●	●	●	◇
	卒業証明書 (注6)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	◇
添 付 書 類	指導監督の実務経験証明書 (注6)	第10号	●	●	●	●	●	●	●	●	◇
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (注7)	第12号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 (注8)	第13号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (注9)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年被後見人は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復 権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 (注9)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定款 (注10)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	△
	株主 (出資者) 調書 (注10)	第14号	●	●	●	●	●	●	●	●	△
	貸借対照表 (注10)	第15号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	損益計算書・完工事原価報告書 (注10)	第16号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
確 認 資 料	株主資本等変動計算書 (注10)	第17号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	注記表 (注10)	第17号の2	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附属明細表 (注11)	第17号の3	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	貸借対照表 (注12)	第18号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	損益計算書 (注12)	第19号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	登記事項証明書	—	●	●	●	●	●	●	●	●	△
	営業の沿革	第20号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	所属建設業者団体	第20号の2	●	●	●	●	●	●	●	●	△
	納税証明書 (その1) (注13)	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	主要取引金融機関名	第20号の3	●	●	●	●	●	●	●	●	△

次ページに続きます

3-2. 申請書類等(2/4)

注1：申請時において既に受けている建設業の許可の通知書の写しを添付すること。

注2：「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。また、「相談役」及び「顧問」のほか、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載し、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載すること。

また、個人の場合であっても、常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）で作成する常勤役員等については記載すること。

注3：「営業所一覧表」に記載した営業所順に専任技術者名を記載すること。

注4：常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）のうち、該当するもの（関係資料を含む）を添付すること。

注5：全社的なものを含み、かつ、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）で証明する常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けを明確にしたものであること。

注6：監理技術者資格者証の写しにより証明する場合は不要。

注7：常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）で作成する常勤役員等については、本調査の作成は要しない。なお、「顧問」、「相談役」、「株主等」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

注8：役員等を兼ねている者については、本調査の作成は要しない。

注9：申請日前3月以内に発行されたもの。施行規則第8条の2に規定する「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことは、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可（事前に相談のこと）。なお、「顧問」、「相談役」、「株主等」については不要。

注10：法人の場合に提出。

注11：附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出すること。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

注12：個人の場合に提出。

注13：法人については法人税を、個人については所得税を添付すること。

【その他】

1. 許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

2. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

3-2. 申請書類等(3/4)

◇確認資料

項目	確認資料
◇営業所を確認する資料	
営業所の確認（写真） (写真台紙は中国地方整備局ホームページに掲載)	営業所の名称、使用権原（自己所有又は賃貸借等の別）、撮影日を記載した以下の写真 ①建物の外観（建物の全景及び、営業所の看板等が確認できるもの） ②入口付近（表札等（営業所名等）を確認できるもの） ③営業所の内部全景（電話、机等什器備品を確認できるもの） ④建設業の許可票（掲示場所と記載内容が判読できるもの）（新規は不要）
◇常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに専任技術者の常勤性を確認する資料	
常勤性の確認	<p>イ) ~ニ) からいずれか1つ イ) 健康保険被保険者証（両面）の写し * 事業所名称が記載されているものに限る * 保険者番号及び被保険者等記号・番号については、マスキングを行うこと ロ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ハ) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し ニ) 雇用保険証又は同資格取得届の写し 注1：社会保険・雇用保険に加入されていない場合は、次のいずれか1つ ①申請時直前の確定申告書（「表紙」及び「役員報酬明細」）の写し ②住民税特別徴収税額通知書の写し * 個人番号（マイナンバー）については、マスキングを行うこと 注2：出向者の場合は、出向先における出向者個人の雇用（勤務）状況が確認できる書面として、次のうちいずれか1つ ①出向協定書の写し ②出向元が発行した出向辞令の写し ③出向元が発行した出向証明書 * 出向協定書の写しについては、協定書の書面上で出向者個人の氏名が確認できるものに限る。出向元企業と出向先企業との間の企業間で締結されている協定書で、出向者個人の状況が確認できない場合は、②若しくは③の資料を送付すること。 * ③の出向証明書については、出向元企業、出向先企業、出向者及び出向期間が確認できる内容のものに限る。 * ③の出向証明書については、既存の証明書がある場合は写しで可。本確認資料のために作成される場合は、原本を送付すること。 注3：住民票の住所と居所が異なる場合、居所に居住していることが分かるもの（居所の賃貸借契約書の写しや、公共料金（電気、水道等）の領収書の写し等）を添付すること </p>
◇常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	
常勤役員等の経験年数の確認	<p>次のうち、経験年数の期間が分かるもの イ) 商業登記簿謄本 * 略歴書記載の法人役員としての経験期間全てが確認できるもの（閉鎖登記簿含む） ロ) 建設業の許可の通知書の写し及び変更届出書等の写し * 建設業法施行令第3条に規定する使用人としての経験期間が確認出来るもの ハ) 確定申告書の写し * 個人の場合（受付印があるものに限る） * 個人番号（マイナンバー）については、マスキングを行うこと </p>
常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数の確認	<p>次のうち、経験年数の期間が分かるもの イ) 商業登記簿謄本 * 略歴書記載の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験に関する経験期間全てが確認できるもの（閉鎖登記簿含む） ロ) 建設業の許可の通知書の写し及び変更届出書等の写し * 建設業法施行令第3条に規定する使用人として財務管理、労務管理、業務運営の業務経験に関する経験期間が確認出来るもの ハ) 人事発令書その他これらに準ずる資料 </p>
常勤役員等の経験業種の確認	<p>次のうち、経験業種が分かるもの イ) 建設業の許可の通知書の写し * 略歴書記載の経験業種が経験期間において確認できるもの ロ) 許可がない軽微な工事での経験については、契約書、注文書、請書等の写し * 略歴書記載の経験業種、経験期間が確認できるもの </p>
常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認	業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

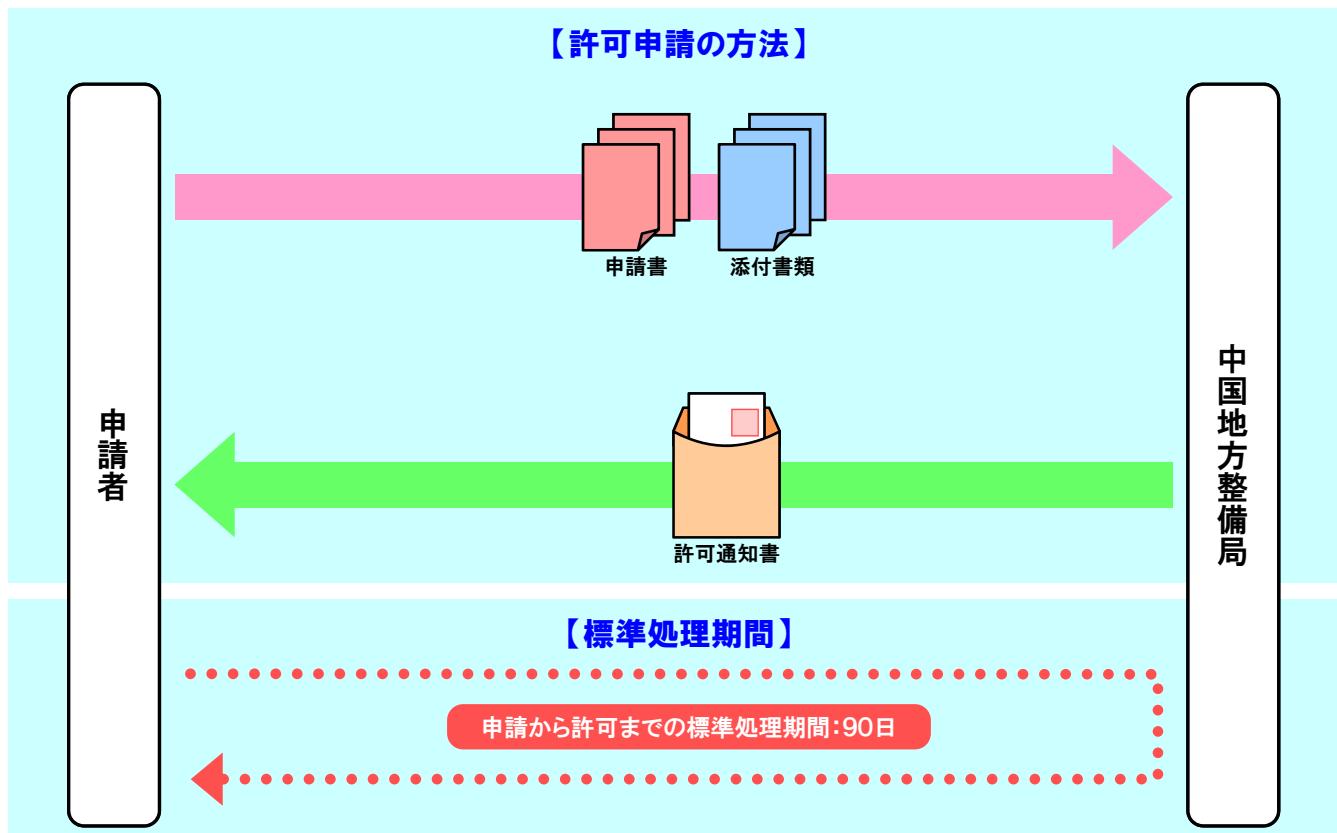
3-2. 申請書類等(4/4)

項目	確認資料
◇専任技術者の実務経験年数を確認する資料	
実務経験証明書	①実務経験期間全てにつき、経験業種に係る許可を有する場合 ・証明期間の建設業の許可の通知書の写し ②実務経験期間の一部につき、経験業種に係る許可を有する場合 ・許可を有する期間について、証明期間の建設業の許可の通知書の写し ・許可を有さない期間について、実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等の写し * 1年毎に1件以上、許可を有さない期間が5年以上の場合、合計5件以上添付（申請者・届出者による任意抽出） ③実務経験期間全てにつき、経験業種に係る許可を有さない場合 ・実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等の写し * 5件以上添付（申請者・届出者による任意抽出）
指導監督的実務経験証明書	指導監督的実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等の写し * 5件以上添付（申請者・届出者による任意抽出）
◇健康保険等の加入状況を確認する資料	
「健康保険」及び「厚生年金保険」	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料 注1：上記の書類を提出できない者にあっては、届書の写し（受付印があるものに限る）
「雇用保険」	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料 注1：上記の書類を提出できない者にあっては、届書の写し（受付印があるものに限る） 注2：當業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合、事業所非該当承認通知書の写し

* 上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」

◇国土交通大臣許可の申請は、令和2年3月31日以前に申請したものは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由する必要がありました。令和2年4月1日以後に申請するものは、直接地方整備局に提出することになりました。



3-4. 申請書等の提出方法

- ◇申請書等は、法第13条の規定に基づき許可行政庁において公衆の閲覧に供されます。（個人情報を含む書類を除く）
- ◇申請書等は、クリップ等で綴じて下さい。（袋綴じ不可）
- ◇**正本1部**を提出して下さい。（副本は不要）
- ◇申請者控えとして受付印が必要な場合は、申請書等の一枚目の写しと返信用封筒（宛先を記載し切手を貼付したもの）を同封して下さい。受付印を押印し返送します。

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等（1／3）

◇届出が必要となる場合と必要書類は以下のとおりです。

【凡例】			
●…必須提出書類 △…既提出のものから記載事項に変更がない場合は省略可能な書類			
届出事項	書類の名称等	様式番号	提出期限
経営業務の管理に関する事項			
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）を変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	第7号	
	●常勤役員等の略歴書	別紙	
	●常勤役員等の常勤性を確認する資料	—	
	●常勤役員等の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	第7号の2	
	●常勤役員等の略歴書	別紙1	
	●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	
	●組織図（注1）	—	
	●常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を確認する資料	—	
婚姻等により常勤役員等（経営業務の管理責任者等）となっている者の氏名が変更となったとき	●常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等の略歴書	別紙	
	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	
	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	
婚姻等により常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者となっている者の氏名が変更となったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	第7号の2	
	●常勤役員等の略歴書	別紙1	
	●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者に係る基準を満たさなくなったとき	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	2週間以内
	●変更届出書（第1面）	第22号の2	
	●届出書	第22号の3	
専任技術者に関する事項			
営業所の専任技術者を追加又は変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●専任技術者証明書（新規・変更）	第8号	
	●技術検定合格証明書等の資格証明書（写し）（注1）	—	
	●実務経験証明書（注1）	第9号	
	●卒業証明書（注1）	—	
	●指導監督的実務経験証明書（注1）	第10号	
	●専任技術者の常勤性を確認する資料	—	
婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	●専任技術者の実務経験年数を確認する資料	—	2週間以内
	●変更届出書（第1面）	第22号の2	
	●専任技術者証明書（新規・変更）	第8号	
営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	2週間以内
	●変更届出書（第1面）	第22号の2	
	●届出書	第22号の3	
建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する事項			
新たに営業所の代表者になった者があるとき又は変更があるとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●誓約書	第6号	
	●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第13号	
	●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	—	
	●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	—	

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等（2／3）

届出事項	書類の名称等	様式番号	提出期限
健康保険等の加入状況に関する事項			
健康保険等の加入状況に変更が生じたとき（変更が従業員数のみである場合は除く）	●健康保険等の加入状況	第7号の3	2週間以内
健康保険等の基準を満たさなくなったとき	●届出書	第22号の3	2週間以内
欠格要件に関する事項			
法第8条第1号及び第7号から第14号までのいずれかに該当するに至ったとき	●届出書	第22号の3	2週間以内
企業の基本情報に関する事項			
商号又は名称を変更したとき	●変更届出書（第1面） ●登記事項証明書	第22号の2 —	30日以内
資本金額（又は出資総額）に変更があったとき	●変更届出書（第1面） ●登記事項証明書 △株主（出資者）調書	第22号の2 — —	30日以内
営業所に関する事項			
* 令3条に規定する使用者及び営業所の専任技術者の届出書も必要	●変更届出書（第1面・第2面）	第22号の2	30日以内
	●誓約書	第6号	
	●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第13号	
	●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	—	
	●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	—	
	●専任技術者証明書（新規・変更） ●技術検定合格証明書等の資格証明書（写し）（注1） ●実務経験証明書（注1） ●卒業証明書（注1）	第8号 — 第9号 —	
	●指導監督的実務経験証明書（注1）	第10号	
	△登記事項証明書	—	
	●営業所を確認する資料	—	
	●専任技術者の常勤性を確認する資料	—	
	●専任技術者の実務経験年数を確認する資料	—	
営業所の名称を変更したとき	●変更届出書（第1面・第2面） △登記事項証明書	第22号の2 —	30日以内
営業所の所在地を変更したとき	●変更届出書（第1面・第2面） △登記事項証明書 ●営業所を確認する資料	第22号の2 — —	
	●変更届出書（第1面・第2面） △登記事項証明書 ●「専任技術者に関する事項」の「届出事項」の該当する届出書類等	第22号の2 — —	
* 専任技術者の届出も必要 * 令3条に規定する使用者及び営業所の専任技術者の削除の届出も必要	●変更届出書（第1面・第2面） △登記事項証明書	第22号の2 —	30日以内
	次のうち、該当するもの一つ ①届出書 営業所専任技術者を削除する場合	第22号の3	
	②専任技術者証明書（新規・変更） 所属営業所を変更し引き続き営業所専任技術者となる者の場合	第8号	

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等（3／3）

届出事項	書類の名称等	様式番号	提出期限
役員に関する事項			
新たに役員等、支配人となった者があるとき（注2）	●変更届出書（第1面）	第22号の2	30日以内
	●誓約書	第6号	
	●許可申請者の住所、生年月日等に関する調査（注1）	第12号	
	●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	—	
	●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	—	
	△登記事項証明書	—	
法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
既に役員等に登録されている者に変更があったとき、役員等でなくなったとき（注2）	●変更届出書（第1面）	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
廃業に関する事項			
全部の業種の廃業をするとき	●廃業届 ①相続人が届出·····許可に係る建設業者が死亡したとき ②役員であった者が届出···法人が合併により消滅したとき ③破産管財人が届出····法人が破産手続開始の決定により解散したとき ④清算人が届出····法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	第22号の4	30日以内
	●変更届出書（第1面・第2面）	第22号の2	
* 営業所における業種の変更、営業所の専任の技術者の変更・削除等が必要です	●廃業届	第22号の4	30日以内
	△登記事項証明書	—	
	次のうち、該当するもの一つ ①届出書 営業所専任技術者を削除する場合	第22号の3	
	②専任技術者証明書（新規・変更） 廃業しない業種について引き続き営業所専任技術者となる者及び所属営業所を変更し引き続き営業所専任技術者となる者の場合	第8号	
	③登記簿の記載事項の変更	—	
	④登記簿の記載事項の削除	—	
事業年度が終了したとき			
事業年度が終了したとき	●変更届出書	ガイドライン別紙8	事業年度 経過後4月 以内
	●工事経歴書	第2号	
	●直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号	
	●貸借対照表（注1）	第15号	
	●損益計算書・完成工事原価報告書（注1）	第16号	
	●株主資本等変動計算書（注1）	第17号	
	●注記表（注1）	第17号の2	
	●事業報告書（注3）	—	
	●附属明細表（注1）	第17号の3	
	●貸借対照表（注1）	第18号	
	●損益計算書（注1）	第19号	
	●納税証明書（その1）（注1）	—	
	△使用人数	第4号	
	△健康保険等の加入状況（注4）	第7号の3	
	△建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	
	△定款（注1）	—	

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：株主等については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合に提出すること。

注3：特例有限会社を除く株式会社の場合に提出すること。必要記載事項については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）において規定されている。

注4：従業員数に変更があった場合に限る。

【その他】

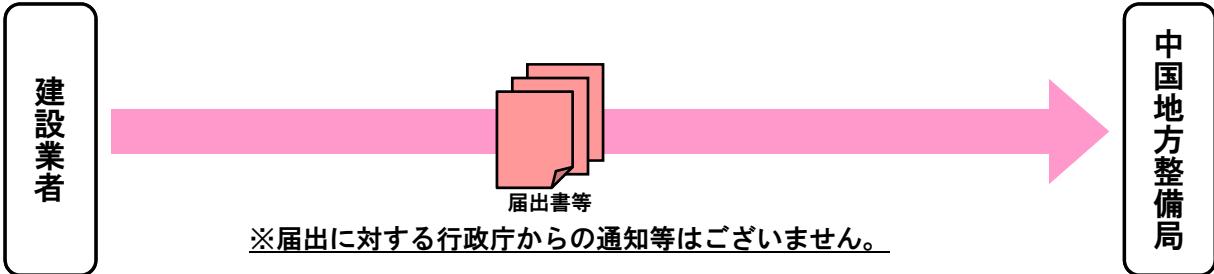
- 変更届出書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

※提出期限内に届出がされないときは、行政処分等の対象となる場合がありますのでご注意下さい。

4-2. 届出の方法

◇令和2年3月31日以前に届出したものは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由する必要がありました。が、令和2年4月1日以後に届出するものは、直接地方整備局に提出することになりました。



4-3. 届出書類等の提出方法

◇提出部数等は 3-4. 申請書等の提出方法 を参照。

5-1. 認可申請区分(1/2)

①譲渡及び譲受け、合併、分割について

令和2年10月1日より、事前の認可を受けることで建設業の許可を承継することが可能となります。

◎承継が可能となるもの

- ア) 譲渡及び譲受け
- イ) 合併
- ウ) 分割

(注) **許可を受けている建設業の一部の許可のみの承継は認められません。**

【承継のイメージ】

(地位承継の前)

承継元
土木工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
舗装工事業（一般）
造園工事業（一般）

承継先

建築工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
大工工事業（一般）
左官工事業（一般）

(地位承継の後)

承継先
土木工事業（特定）
建築工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
舗装工事業（一般）
大工工事業（一般）
造園工事業（一般）
左官工事業（一般）

* 異業種間の承継は可

* 同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可

承継元

土木工事業（特定）
鉄筋工事業（特定）
舗装工事業（一般）
造園工事業（一般）

承継先

建築工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
大工工事業（一般）
左官工事業（一般）



一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外

→承継先が鉄筋工事業（一般）を事前に廃業することで承継可

承継元

土木工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
舗装工事業（一般）
造園工事業（一般）

承継先

建築工事業（特定）
鉄筋工事業（特定）
大工工事業（一般）
左官工事業（一般）



特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外

→承継元が鉄筋工事業（一般）を事前に廃業することで承継可

◇中国地方整備局長への申請について

建設業の許可を承継した場合に主たる営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に存し、それぞれの申請に応じ、下記に該当する場合、中国地方整備局長への認可申請が必要です。

ア) 譲渡及び譲受け認可申請の場合

- 1) 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき
- 2) 譲渡人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

5-1. 認可申請区分(2/2)

イ) 合併認可申請の場合

- 1) 合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- 2) 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき
- 3) 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

ウ) 分割認可申請の場合

- 1) 分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- 2) 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき
- 3) 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

◇許可の有効期間について

当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかるわらず、当該承継日の翌日から起算されます。

②相続について

令和2年10月1日より、被相続人の死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで建設業の許可を承継することが可能となります。

◎承継が可能となるもの

ア) 相続

注) 許可を受けている建設業の一部の許可のみの相続は認められません。

◇中国地方整備局長への申請について

建設業の許可を承継した場合に主たる営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に存し、下記に該当する場合、中国地方整備局長への認可申請が必要です。

- 1) 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき
- 2) 被相続人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

◇許可の有効期間について

当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかるわらず、当該承継日の翌日から起算されます。

5-2. 認可申請書類等(1/8)

◇譲渡及び譲受け認可申請

【凡例】●…必須提出書類

×…譲受人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能な書類

△…譲受人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能な書類

書類の名稱	様式番号	提出の有無
申請書	譲渡及び譲受け認可申請書	第22号の5 ●
	役員等の一覧表（注1）	別紙1 ●
	営業所一覧表	別紙2 ●
	専任技術者一覧表（注1）	別紙3 ●
添付書類	工事経歴書	第2号 ×
	直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号 ×
	使用人数	第4号 ●
	誓約書	第6号 △
	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（注1）	第7号 △
	常勤役員等の略歴書	別紙 △
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（注1）	第7号の2 △
	常勤役員等の略歴書	別紙1 △
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2 △
	組織図（注1）	－ △
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号 ●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第12号 △
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第13号 △
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	－ ●
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	－ ●
	定款（注1）	－ △
	株主（出資者）調書（注1）	第14号 △
	貸借対照表（注1）	第15号 ×
	損益計算書・完成工事原価報告書（注1）	第16号 ×
	株主資本等変動計算書（注1）	第17号 ×
	注記表（注1）	第17号の2 ×
	附属明細表（注1）	第17号の3 ×
	貸借対照表（注1）	第18号 ×
	損益計算書（注1）	第19号 ×
	登記事項証明書	－ △
	営業の沿革	第20号 ●
	所属建設業者団体	第20号の2 △
	納税証明書（その1）（注1）	－ ×
	主要取引金融機関名	第20号の3 △
	誓約書	第22号の6 ●
	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し（注2）	－ ●
	譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類（注3）	－ ●
確認資料	営業所を確認する資料	－ △
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに専任技術者の常勤性を確認する資料	－ ●
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	－ △

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(2/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く）。簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

注3：株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 謙渡及び譲受けにより許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（届出書の様式は様式第22号の9）を行うこと。
3. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した譲受人は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。

5-2. 認可申請書類等(3/8)

◆合併認可申請

【凡例】●…必須提出書類
×…合併存続法人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能な書類
△…合併存続法人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能な書類

書類の名称	様式番号	提出の有無
合併認可申請書	第22号の7	●
役員等の一覧表（注1）	別紙1	●
営業所一覧表	別紙2	●
専任技術者一覧表（注1）	別紙3	●
合併の方法及び条件が記載された書類（注2）	—	●
工事経歴書（*合併存続法人の場合）	第2号	×
直前3年の各事業年度における工事施工金額（*合併存続法人の場合）	第3号	×
使用人人数	第4号	●
誓約書	第6号	△
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（注1）	第7号	△
常勤役員等の略歴書	別紙	△
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（注1）	第7号の2	△
常勤役員等の略歴書	別紙1	△
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	△
組織図（注1）	—	△
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●
許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第12号	△
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第13号	△
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	—	●
成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	—	●
定款	—	△
株主（出資者）調書	第14号	△
貸借対照表（*合併により設立される法人は不要）	第15号	×
損益計算書 完成工事原価報告書（*合併により設立される法人は不要）	第16号	×
株主資本等変動計算書（*合併により設立される法人は不要）	第17号	×
注記表（*合併により設立される法人は不要）	第17号の2	×
附属明細表（注1）（*合併により設立される法人は不要）	第17号の3	×
登記事項証明書（*合併により設立される法人は不要）	—	△
営業の沿革（*合併により設立される法人は不要）	第20号	●
所属建設業者団体（*合併により設立される法人は不要）	第20号の2	△
納税証明書（その1）（注1）（*合併により設立される法人は不要）	—	×
主要取引金融機関名	第20号の3	△
誓約書	第22号の6	●
合併契約書の写し及び合併比率説明書（注3）	—	●
合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類（注4）	—	●
確認資料		
営業所を確認する資料	—	△
常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに専任技術者の常勤性を確認する資料	—	●
常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	△

*「合併存続法人」とは、法第17条の2第2項に規定する、合併後存続する法人をいう。

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(4/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載すること。

注3：合併契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

注4：株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 合併により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（届出書の様式は様式第22号の9）を行うこと。
3. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した合併存続法人は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。
- ②認可を受けて建設業者としての地位を承継した合併により新設された法人は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。また、当該承継の日から30日以内に、登記事項証明書、営業の沿革（様式第20号）、所属建設業者団体（様式第20号の2）を提出すること。

5-2. 認可申請書類等(5/8)

◆分割認可申請

【凡例】●…必須提出書類
×…分割承継法人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能な書類
△…分割承継法人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合は省略可能な書類

書類の名稱	様式番号	提出の有無
申請書	分割認可申請書	第22号の8
	役員等の一覧表（注1）	別紙1
	営業所一覧表	別紙2
	専任技術者一覧表（注1）	別紙3
添付書類	分割の方法及び条件が記載された書類（注2）	—
	工事経歴書	第2号
	直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号
	使用人数	第4号
	誓約書	第6号
	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（注1）	第7号
	常勤役員等の略歴書	別紙
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（注1）	第7号の2
	常勤役員等の略歴書	別紙1
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2
	組織図（注1）	—
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第12号
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第13号
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	—
書類	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	—
	定款	—
	株主（出資者）調書	第14号
	貸借対照表（*新設分割により設立される法人は不要）	第15号
	損益計算書 完成工事原価報告書（*新設分割により設立される法人は不要）	第16号
	株主資本等変動計算書（*新設分割により設立される法人は不要）	第17号
	注記表（*新設分割により設立される法人は不要）	第17号の2
	附属明細表（注1）（*新設分割により設立される法人は不要）	第17号の3
	登記事項証明書（*新設分割により設立される法人は不要）	—
	営業の沿革（*新設分割により設立される法人は不要）	第20号
	所属建設業者団体（*新設分割により設立される法人は不要）	第20号の2
	納税証明書（その1）（注1）（*新設分割により設立される法人は不要）	—
	主要取引金融機関名	第20号の3
	誓約書	第22号の6
	分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書（注3）	—
確認資料	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類（注4）	—
	営業所を確認する資料	—
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに専任技術者の常勤性を確認する資料	—
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—

* 「分割承継法人」とは、法第17条の2第3項に規定する、分割により建設業の全部を承継する法人をいう。

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(6/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：吸收分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載し提出すること。

注3：分割契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。新設分割計画書譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

注4：株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 分割により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（届出書の様式は様式第22号の9）を行うこと。
3. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く）は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。
- ②認可を受けて建設業者としての地位を承継した分割承継法人（新設分割により設立された法人）は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。また、当該承継の日から30日以内に、登記事項証明書、営業の沿革（様式第20号）、所属建設業者団体（様式第20号の2）を提出すること。

5-2. 認可申請書類等(7/8)

◆相続認可

【凡例】●…必須提出書類
×…建設業者である申請者の場合、既提出であれば省略可能な書類
△…建設業者である由譲者の場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合は省略可能な書類

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(8/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること。

注3：適用事業所等に係る届書の提出について、すでに行っている場合については、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及び届書を提出したことを証する書面を提出すること。認可申請時点において届書を提出していない場合には、誓約書（様式第22号の11）を提出すること。

注4：申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書を提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 相続により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、都道府県知事許可を受けている申請者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（届出書の様式は様式第22号の12）を行うこと。
3. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した申請者のうち、誓約書（様式第22号の11）を提出した者は、当該認可を受けた日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。

6-1. 許可証明書の交付について

- ◇ 国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中国管内5県のいずれかに本店がある建設業者に関しては、中国地方整備局にて許可の証明を行っています。
- ◇ 許可証明は、許可の更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る処分（許可）がなされないときに、従前の許可がなおその効力を有することを証明するためのものです。

国土交通大臣許可業者（中国管内）に係る許可証明書の交付手続きは以下のとおりです。

(1) 交付申請の時期

- ・許可証明書の交付は原則として、**更新申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間に1回(発行部数は1枚)限り**いたします。
- ※「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

(2) 申請書類等

申請に必要な書類等は以下のとおりです。

- ①許可証明願(Excel形式)
- ②返信用封筒 ※宛先を記載し、切手を貼付したもの(返信する許可証明書はA4版の用紙1枚のみです。)

上記①②を下記「(5)提出先」あて提出してください。

(3) 手数料

無料

(4) その他

- ・郵送により申請される場合は、封筒の表に「建設業許可証明願」と朱書きしてください。
- ・「許可証明書」の交付は、「許可証明願」を**受理した日から概ね2週間程度(閉庁日除く)**かかります。
※「許可証明願」を持参された場合であっても、「許可証明書」の即日交付はできませんのでご了承下さい。

(5) 提出先／問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
TEL:082-221-9231

※知事許可業者に係る証明については、各都道府県庁主管課(P46)にお問い合わせ下さい。

6-2. 申請書類等の閲覧

◇国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中国管内5県のいずれかに本店がある者に関する申請書類等については、中国地方整備局で閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課内
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 2F



(2) 閲覧日時

平日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)
閲覧時間:9:30～12:00 13:00～16:30 ※時間厳守

(3) 閲覧手続き

閲覧を希望される方は、建政部計画・建設産業課に備え付けの「閲覧申請書」に必要事項(申請者氏名、閲覧を希望する業者名、許可番号等)を記入のうえ、窓口にご提出下さい。

(4) 手数料

無料

(5) その他

- ・管理運営上、閲覧所を臨時に休所、または閲覧時間を変更する場合がございます。
- ・閲覧書類の複写・撮影はご遠慮下さい。

(6) インターネットを利用した閲覧

インターネットを利用し、無料で業者情報(※一部の情報に限ります)を検索できます。



6-3. 個人情報の取扱いについて

〈建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〉

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。)に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - (1)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - (2)国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (3)他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (4)専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - (5)本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるととき
 - (6)その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表(1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修・改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレスコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構築、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を製造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆い、ブスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事いい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 二)コンクリートにより工作物を構築する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい打ち工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 二)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレスコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、構築工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカーアー工事、あと施工アンカーアー工事、潜水工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。 ②「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレスコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法線の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」は、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨「シネル防水工事等の土木系の防水工事」は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方ににより工作物を製造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」について、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、不干装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②機械器具設置工事は、広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるために、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空気調和、給排水衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず汎用化槽(组合併理槽を含む。)により屎を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎を屎を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」、「清掃施設工事」に該当する。 ③機械器具設置工事には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排气用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構築、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を製造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、美炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コングリートパネルも含まれる。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を構築する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表(2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は『鉄筋加工組立て工事』と『鉄筋継手工事』からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 ほ装工事 (ほ装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土・エ・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゆんせつ工事 (しゆんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	しゆんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」と及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスチック工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土・エ・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付ける又は家具の材料を現場にて加工若是くは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とする工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、探す、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それらの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機器設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機器設備工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①『情報制御設備工事』にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理等)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それらの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行なう工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、透元井工事、温泉掘削工事、井戸鑿造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自家の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので取扱方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難梯はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難梯はしご』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の軸体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それらの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃設備工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので取扱方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの車両工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（一般建設業）1／3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（一般建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																					
		土建	大工	左官	石工	屋根	電気管	タント	鋼筋	舗装	し板	ガラス	塗装	防音	内装	機械	絶縁	通信	園芸	井戸	工具	水道	消音
7 1	建築大工	7																					
6 4	型枠施工	7	7																				
6 B	型枠施工（附則第4条該当）	7	7																				7
7 2	左官		7																				
5 7	とび・とび工		7																				7
5 B	とび・とび工（附則第4条該当）		7																				7
7 3	コンクリート圧送施工		7																				
7 A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）		7																				7
6 6	ウェルポイント施工		7																				
6 C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）		7																				7
7 4	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管								7														
7 5	給排水衛生設備配管								7														
7 6	配管（注1）・配管工								7														
7 0	建築板金「ダクト板金作業」							7	7														
7 7	タイル張り・タイル張り工									7													
7 8	築炉・築炉工・れんが積み									7													
7 9	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							7		7													
8 0	石工・石材施工・石積み							7															
8 1	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>										7												
8 2	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										7												
8 3	工場板金											7											
8 4	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（注4）							7				7											
8 5	板金・板金工・打出し板金											7											
8 6	かわらぶき・スレート施工								7														
8 7	ガラス施工												7										
8 8	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工												7										
8 9	建築塗装・建築塗装工													7									
9 0	金属塗装・金属塗装工													7									
9 1	噴霧塗装													7									
6 7	路面標示施工														7								
9 2	畳製作・畳工															7							
9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工														7								
9 4	熱絶縁施工																7						
9 5	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																	7					
9 6	造園																		7				
9 7	防水施工																		7				
9 8	さく井																		7				

※ 等級区分
が2級の場合
は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（一般建設業）3／3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
6 1	地すべり防止工事	【1年】				7														7											
6 A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	【1年】				7														7											
4 0	基礎ぐい工事					7																									
6 2	建築設備士	【1年】						7	7																						
6 3	計装	【1年】						7	7																						
6 0	解体工事																												7		
3 6	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者																												7	
		登録橋梁基幹技能者					7																								
		登録造園基幹技能者																													7
		登録コンクリート圧送基幹技能者				7																									
		登録防水基幹技能者																												7	
		登録トンネル基幹技能者					7																								
		登録建設塗装基幹技能者																													
		登録左官基幹技能者				7																									
		登録機械土工基幹技能者					7																								
		登録海上起重基幹技能者																													
		登録P C基幹技能者					7																								
		登録鉄筋基幹技能者																													
		登録圧接基幹技能者																													
		登録型枠基幹技能者				7																									
		登録配管基幹技能者																													
		登録畜・土工基幹技能者				7																									
		登録切断穿孔基幹技能者					7																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																												7	
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																												7	
		登録エクステリア基幹技能者			7	7																									
		登録建築板金基幹技能者					7																								
		登録外壁仕上基幹技能者				7														7	7										
		登録ダクト基幹技能者																		7											
		登録保温保冷基幹技能者					7																						7		
		登録グラウト基幹技能者					7																								
		登録冷凍空調基幹技能者																		7											
		登録運動施設基幹技能者				7														7									7		
		登録基礎工基幹技能者					7																								
		登録タイル張り基幹技能者																		7											
		登録標識・路面標示基幹技能者				7														7											
		登録消火設備基幹技能者																												7	
		登録建築大工基幹技能者				7																									
		登録硝子工事基幹技能者																		7											
		登録土工基幹技能者					7																								
		登録A L C基幹技能者																		7											
その他	9 9	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 配管・職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにはあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木:昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装:昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（特定建設業）1／3

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号口と同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	開	井	具	水	消	清
0 1	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0 2	法第7条第2号 口 該当			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0 3	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
0 4	法第15条第2号 ハ 該当（同号口と同等以上）			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	1 1	1級建設機械施工管理技士	9		9							9																	
	1 A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	9		9							9																	9
	1 2	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）			8																								
	1 B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）			8																								8
	1 3	1級土木施工管理技士	9		9	9					9	9	9	9	9	9	9										9	9	
	1 C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	9		9	9					9	9	9	9	9	9	9									9	9		
	1 4			土	木			8	8						8												8	8	
	1 D					土木（附則第4条該当）		8	8						8											8	8		
	1 5	2級土木施工管理技士																	8										
	1 6																												
	1 E																											8	
	2 0	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	2 A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	2 1				建	築																						8	
	2 2					軸	体	8	8			8	8		8	8											8		
	2 B	2級建築施工管理技士							軸体（附則第4条該当）	8	8			8	8	8										8			
	2 3									8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8				
	2 7	1級電気工事施工管理技士									9																		
	2 8	2級電気工事施工管理技士																											
	2 9	1級管工事施工管理技士										9																	
	3 0	2級管工事施工管理技士																											
	3 1	1級電気通信工事施工管理技士																										9	
	3 2	2級電気通信工事施工管理技士																										8	
	3 3	1級造園施工管理技士																										9	
	3 4	2級造園施工管理技士																											
建築士法																													
	3 7	1級建築士	9	9					9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	3 8	2級建築士			8				8			8									8								
	3 9	木建造築士			8																								
	4 1	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	9		9			9				9	9								9							9	
	4 A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）	9		9			9				9	9								9							9	
	4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」	9		9			9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
	4 B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	9		9			9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
	4 3	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業-農業農村工学」	9		9																								
	4 C	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業-農業農村工学」（附則第4条該当）	9		9																							9	
	4 4	電気電子・総合技術監理「電気電子」											9															9	
	4 5	機械（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」を除く）・総合技術監理「機械」（熱・動力エネルギー機器又は流体機器を除く）																										9	
	4 6	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理「機械-熱・動力エネルギー機器」又は「機械-流体機器」																										9	
	4 7	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）											9															9	
	4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道-上水道及び工業用水道」											9														9	9	
	4 9	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」	9		9								9																
	4 D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」（附則第4条該当）	9		9								9															9	
	5 0	森林「林業・林産」・総合技術監理「森林-林業・林産」																										9	
	5 1	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」	9		9																							9	
	5 A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」（附則第4条該当）	9		9																						9		
	5 2	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理・廃棄物管理を除く）											9																
	5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」											9														9		
	5 4	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物・資源循環」											9													9	9		

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（特定建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																				
		土建	大工	左官	石工	屋根	電気	管工	タク	鋼筋	舗装	し板	ガラス	塗装	防内機	絶縁通	園芸	井戸	工具	水道	消音	解説
電気工事士法	55 第1種電気工事士																					
	56 第2種電気工事士																					
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）																					
電気通信事業法	59 電気通信主任技術者																	8				
水道法	65 給水装置工事主任技術者																					
消防法	68 甲種 消防設備士																			8		
	69 乙種 消防設備士																			8		
職業能力開発促進法	71 建築大工		8																			
	64 型枠施工		8	8																		
	6B 型枠施工（（附則第4条該当）		8	8																8		
	72 左官			8																		
	57 とび・とび工				8															8		
	5B とび・とび工（附則第4条該当）					8														8		
	73 コンクリート圧送施工					8																
	7A コンクリート圧送施工（附則第4条該当）						8													8		
	66 ウエルポイント施工						8															
	6C ウエルポイント施工（附則第4条該当）							8												8		
	74 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																					
	75 給排水衛生設備配管																					
	76 配管（注1）・配管工																					
	70 建築板金「ダクト板金作業」							8														
	77 タイル張り・タイル張り工								8													
	78 築炉・築炉工・れんが積み									8												
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工									8												
	80 石工・石材施工・石積み									8												
	81 鉄工（注2）・製錬																					
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8											
	83 工場板金											8										
	84 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（注4）										8											
	85 板金・板金工・打出し板金											8										
	86 かわらぶき・スレート施工											8										
	87 ガラス施工												8									
	88 塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工													8								
	89 建築塗装・建築塗装工														8							
	90 金属塗装・金属塗装工															8						
	91 噴霧塗装															8						
	67 路面標示施工															8						
	92 置製作・置工															8						
	93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工															8						
	94 熱絶縁施工																8					
	95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																	8				
	96 造園																		8			
	97 防水施工																	8				
	98 さく井																		8			

* 等級区分
が2級の場合
は、合格後3年以上
の実務経験
を要する。
ただし、平成16年4月1日時点
で合格してい
た者は実務
経験1年
以上。

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（特定建設業）3／3

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
6 1	地すべり防止工事	【1年】					8																	8					
6 A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	【1年】					8																8				8		
4 0	基礎ぐい工事						8																						
6 2	建築設備士	【1年】																											
6 3	計装	【1年】																											
6 0	解体工事																											8	
3 6	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者																										8	
		登録橋梁基幹技能者					8																						
		登録造園基幹技能者																											
		登録コンクリート圧送基幹技能者				8																							
		登録防水基幹技能者																									8		
		登録トンネル基幹技能者				8																							
		登録建設塗装基幹技能者																									8		
		登録左官基幹技能者			8																								
		登録機械土工基幹技能者				8																							
		登録海上起重基幹技能者																	8										
		登録P C基幹技能者			8														8										
		登録鉄筋基幹技能者																	8										
		登録圧接基幹技能者																	8										
		登録型枠基幹技能者			8																								
		登録配管基幹技能者																											
		登録畜・土工基幹技能者			8																								
		登録切断穿孔基幹技能者				8																							
		登録内装仕上工事基幹技能者																								8			
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																								8			
		登録エクステリア基幹技能者		8	8														8										
		登録建築板金基幹技能者				8													8										
		登録外壁仕上基幹技能者			8														8	8									
		登録ダクト基幹技能者																											
		登録保溫保冷基幹技能者																								8			
		登録グラウト基幹技能者			8																								
		登録冷凍空調基幹技能者																											
		登録運動施設基幹技能者			8																								
		登録基礎工基幹技能者				8																							
		登録タイル張り基幹技能者															8												
		登録標識・路面標示基幹技能者			8														8										
		登録消火設備基幹技能者																										8	
		登録建築大工基幹技能者		8																									
		登録硝子工事基幹技能者																	8										
		登録土工基幹技能者			8																								
		登録A L C基幹技能者																8											
その他	9 9	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

解体工事業の技術者要件

●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士※1
- ・ 1級建築施工管理技士※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）※1
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

別紙④ 指定学科一覧

※指定学科に該当するか不明な場合は、中国地方整備局 計画・建設産業課 建設業係へご相談下さい。

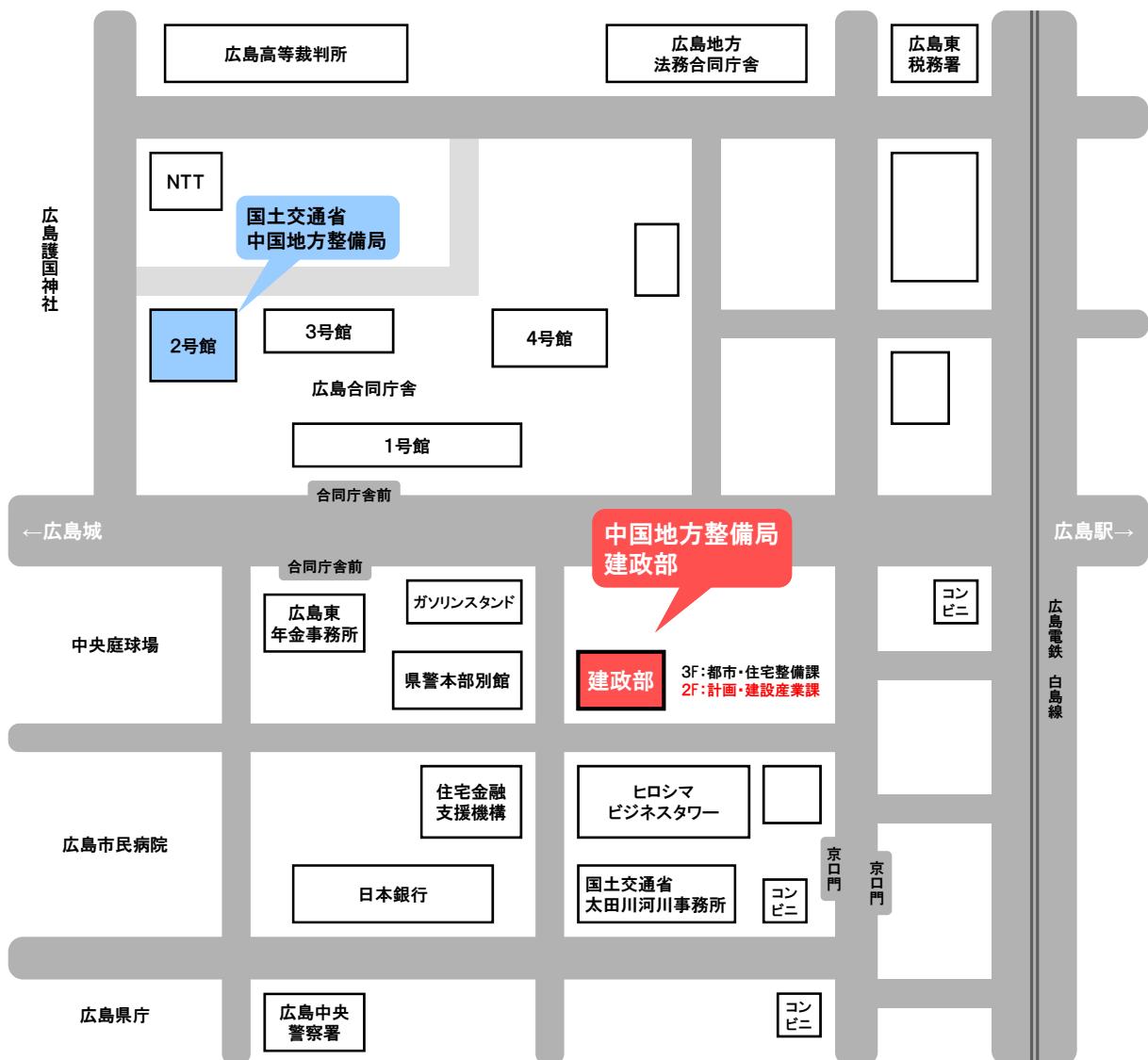
許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゆんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙⑤ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

別紙⑥ 許可申請書等の提出先一覧

県名	都道府県庁 主管課	受付を行っている出先機関名	許可の区分
鳥取県	鳥取県庁 県土整備部 県土総務課 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 TEL:0857-26-7347		
島根県	島根県庁 土木部 土木総務課 建設産業対策室 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL:0852-22-5185	松江県土整備事務所 雲南県土整備事務所 出雲県土整備事務所 県央県土整備事務所 浜田県土整備事務所 益田県土整備事務所 隱岐支庁県土整備局	
岡山県	岡山県庁 土木部 監理課 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7463		県知事許可
広島県	広島県庁 土木局 建設産業課 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL:082-228-2111	西部建設事務所(建設業課) 西部建設事務所呉支所(管理課) 西部建設事務所東広島支所(管理課) 東部建設事務所(管理課) 北部建設事務所(管理課)	
山口県	山口県庁 土木建築部 監理課 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL:083-922-3111	岩国土木建築事務所 柳井土木建築事務所 周南土木建築事務所 防府土木建築事務所 宇部土木建築事務所 下関土木建築事務所 長門土木建築事務所 萩土木建築事務所	
国土交通省	中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 TEL:082-221-9231(代)		大臣許可 (中国地方に主たる営業所(本店)がある者)



◎問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 TEL:082-221-9231(代)